

ヒューマンフェスタ2007

島根県では、身近な人権問題について、気づき、学び、考える場として、「ヒューマンフェスタ2007」を昨年10月20日（土）に雲南市三刀屋文化体育館「アスパル」で開催しました。

今回のフェスタは、「平和を」の都市宣言のまち雲南市から「育てよう一人ひとりの人権意識」をテーマに、子どもから大人まで誰でも楽しみながら参加できるイベントを目指し、27団体にご参加いただき、総勢1,500名もの多くの県民の方々にご来場いただきました。



講演（蓮池透氏）



ポスターコンクール表彰式



子ども神楽



三刀屋太鼓



ラッピングバス



人権相談窓口をご存じですか？

人権啓発推進センターでは、県民の暮らしの中で起きるさまざまな問題について、安心して相談していただける窓口を設けています。

相談日時 (電話・面談)
月～金曜日 8:30～17:15
(土曜・日曜・祝日・12月29日から1月3日まではお休みです)

相談方法 電話・面談・手紙・Eメール

電話番号 (松江) TEL 0852-22-7701
(浜田) TEL 0855-29-5530

Eメール センターのホームページからアクセスしてください
ホームページ
<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkenkeihatsu/>

■人権啓発推進センターのご案内

人権啓発推進センター

〒690-8501
松江市殿町1
(県庁第2分庁舎1F)



西部人権啓発推進センター

〒697-0041
浜田市片庭町254
(合同庁舎1F)



りっぶる

vol. 8
2008.2

発行
島根県人権啓発推進センター
「りっぶる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。
この広報誌によって人を大切にする心の思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。

R I P P L E

特別寄稿

瀬戸の夕日とともに

特集 男女共同参画

人の命を救いたい

男女共同参画社会の実現に向けて

人権啓発ポスターコンクール 入選作品発表

発達障害

表紙写真：大島青松園 脇林 潔さん撮影

瀬戸の夕日とともに

大西^{えみこ}笑子さんの半世紀

島根県のご出身で、ハンセン病の元患者である大西笑子さんから寄せられた随想「癒しの丘」を紹介します。

作者の大西笑子さんは、香川県高松市にある瀬戸内の島、大島の国立ハンセン病療養所「大島青松園」で暮らしています。

笑子さんは、昭和11年にこの島根県に生まれました。

昭和29年、笑子さんはハンセン病にかかっていることに気づきます。二年もすれば治って帰れると聞き、早く行って早く治したいと、翌年、先に入園していた父親をたよって「大島青松園」に入園します。

それは今から53年前、笑子さん19歳を目前にした昭和30年1月のことでした。



風の舞



大島港遠景

掲載写真撮影・提供：大島青松園 脇林 潔さん

癒しの丘

大島青松園 大西 笑子

五月も中旬となって日一日と昼間の時間が長くなってきた。我が家の早い夕食の後片付けが終ると、晴れた日は、島の中央、小高い丘の上にある納骨堂へ散歩に行くことにしている。散歩といえは聞こえはいいが、脊椎管狭窄症にかかっている私は、坂の下まで車椅子で行き、そこからぼつぼつ歩いて行く日、上迄車で上がる日もある。

その場所からは、西に男木島、女木島が並び、目を左に転じれば高松港、サンポートビルがくっきりと見える日、更には屋島の合戦の屋島が、手にとるように視界に入る。東にはオリーブ、二十四の瞳で有名な小豆島と、四方に目をやり乍ら退屈することはない。

先ず納骨堂の前で手を合わせ「皆さん、今日も来ましたよ、仲良くしていますか」と、誰もいないこともあって声に出して言う。そのあとは、島の棧橋の見える場所にある東屋の椅子に腰をおろ

し、五時二五分発の退庁船に乗られる職員の方が棧橋へ急がれる人数を数えたりする日もある。

この島に来て五二年を過ぎたが、今では見張らしの良い丘の上が安らぐ場所というか、癒しの場所ともいえるのです。それに此処は私が勝手に名づけた夕陽が丘なのである。毎日とはいかないが、お天気次第でそれは美しい夕陽が海に沈む夕陽の名所なのです。

骨堂の北に位置する場所に、東向きに右から初代園長小林博士の碑、左に南無仏の碑がありその間に鎮魂の碑が新しく建立され、三月二二日に除幕式が行われたのです。碑の前には、「大島青松園では、らい予防法に基づく長年の隔離政策により、この世に生を受けることなく多数の尊い胎児などの生命が犠牲となりました。ここに受難の胎児等を心に留めきよめて、その全てを供養するために碑を刻み謹んで哀悼の意を表します。」と刻まれて

います。それはハンセン病療養所では結婚しても子供を生むことは許されなかった、その決りの元に墮胎された胎児は長年ホルマリンにつけ保存されていたというが、青松園では平成十五年に火葬されていたことを最近になって知ったのです。妊娠したことを辛いこと、恥ずかしいこととしか思わなかった私は、何とか流産できないかと、あれこれ自分流に重い石を抱えたり努力をした若い日が思い出される。一度医師の手術を受けたが失敗で七ヵ月まで育ったのです。

あの時は、辛さと恥ずかしさしか感じなかったというのに、古稀を過ぎた私は、あの子が生きていたなら、育てていたらと勝手な事を思うようになっていくのです。七ヵ月迄育てていた我が子の顔をホルマリン漬でも一目見たかった、逢いたかったと思う愚かな自分、一体これはどうしてなのだろうか、と一人でいる時考えてみる。やはり齢を重ねた故の淋しさなのでしょうか、あの子をもし育てていたら二十歳位の孫がいるだろうか、いやいやそう簡単な世の中ではない、親がハンセン病

の子は結婚できずにいるかも知れない、と次々空想したりする。碑の前で、ふと浮かんだそれは、あの子に名前を付けよう、夫の名前から一字をとり明生^{アキオ}としよう。以来「明生今日も来たよ、夕焼けがとてもきれいだよ」と、声を掛けて手を合わせるのです。こんな勝手な母親は、毎日とはいかないけれども、丘の上に行き癒しの時を過ごしている。明生という名前はもしも生れ変わるものであれば、今度こそ明るく生きて欲しいとの思いを込めたのです。新緑と青い海に目をやり、ゆるやかな坂を降りながら明日も癒しの丘に来よう、何時の日か自分も眠る納骨堂であり、二千余の先輩の中には父も四十年前に逝き待っているというか、ゆっくりして来たらいいぞ、と言っているかも知れない。

父に逢ったら一番に伝えたいことがある。「予防法が、廃止され世の中随分良い方へ変わったのよ。お父さんに見せたかったよ」と、でも少し先のことになりそうである。

この作品は、栗生楽泉園創立75周年記念全国文芸作品コンクールで入賞され、栗生楽泉園の入所者機関誌「高原」に掲載されたものです。

ハンセン病について

ハンセン病のかつての病名は「らい」で、長い間人々は「らい」に対して偏見と差別を持ち続けしてきました。

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない。実名を名乗ることができない。結婚しても子どもを生むことが許されない。一生、療養所から出て暮らすことができない。死んでもふるさとの墓に埋葬してもらえない。

ハンセン病を回復された方たちは、こうした生活を長い間いられてきたのです。

ハンセン病に限らず、どのような疾病であっても、病気ということによって人を差別してはいけません。

ハンセン病について、正しい知識と理解をもって差別と偏見をなくしていくことが、今を生きる私たちの努めです。

ハンセン病についてもっとくわしく知りたい人は、島根県健康推進課ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/health/kenko/kenko/ekibyoo/hansen.html>

大島青松園ホームページ

<http://www.hosp.go.jp/~osima/>

関連記事を「りっぶるNO.2特集」でも取り上げています。

島根県人権啓発推進センターホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkenkeihatsu/siryoo/koho.html>



特集

人の命を救いたい

幼いころから男勝りのうえに活発な性格で、体を動かしたり泥まみれになったりすることが好きだった私は、大きくなったら消防職員になりたいと思っていました。

そんな私に大きな転機が訪れたのは、高校2年生の春でした。ソフトボール部に所属して部活動に明け暮れていた私にとって、驚きのできごとでした。

その日は天気も良く、祖父と一緒に散歩にでかけました。片足が不自由な祖父は、いつも手押し車につかまって支えにしながら歩くので、転ばないようにと私も手を添えて一緒に歩き始めました。そのうちに横断歩道にさしかかり、ゆっくり渡っていると左側から車が来るのが見えました。あと少しで渡り終えるのに、私は何を思ったのでしょうか。祖父の手押し車の手すりから手を離すと「ゆっくりでいいけんね」と祖父に言い、自分だけさっさと横断歩道を渡りきってしまったのです。車は、横断歩道の手前で止まったのですが、慌てた祖父



は転倒して路面で顔を強打し、額や鼻、そして上唇からも流血していました。

突然のできごとで、祖父が目の前で苦しんでいるのに、私は自分の行ないを後悔するばかりで、どうしたらいいのか考えることもできませんでした。また、停止していたはずの車も立ち去ってしまい、周囲には人の姿も見えません。

とりあえず家に連れて帰ろうと思い、祖父を抱き起こそうとしていたそのときです。通りがかった車から男性が降りてきて、私たちに近づきながら「どうされましたか。僕は、岡山の消防で救急救命士をやっとるんじゃ。大丈夫じゃけん。」と心強い言葉をかけながら、手にしたバッグからガーゼを取り出すと傷の手当をしてくださいました。

私はその様子を見ながら、なんてすごい人なんだ……と感激すると同時に「救急救命士」とはどんな仕事なんだろうと興味を湧きました。その男性は、名前も、どこの消防本部なのかとも言わぬまま立ち去られましたが、世の中に「救急救命士」という仕事があるということに私に教えてくれたのです。

このできごと以来、困っている人や苦しんでいる人に出会ったときには、仕事とかプライベートに関係なく気軽に声をかけ、手を差し伸べてあげられる人になりたい。救急救命士になって多くの人の役に立ちたい、と思うようになりました。そして、あの出会いは運命であって、「救急救命士」が私の天職だと感じ、消防職員となって救急救命士として働くことを決意したのです。

一日でも早く救急救命士になりたかった私は、卒業と同時に受験資格が得られる大学の学科に進



松江市消防本部
北消防署一課
消防士 山下慶子



み、大学卒業後、救急救命士の国家試験に合格しました。

平成19年4月、松江市消防本部に採用されて念願の消防士になることができました。そして、まず、消防士としての基礎を学ぶため、島根県消防学校へ初任科の学生として入学しました。

入校の時点では、訓練で男性に負けたくない、どんなに苦しくても弱音を吐かない、すべて自分ひとりの力で乗り越えていこうと思っていました。しかし、現実はそのではありませんでした。苦しく辛く、何度も気持ちが崩れそうになりましたが、そのたびに周りから精神的に助けられました。自分も苦しいのに声を出して応援してくれたり、必死に頑張っている仲間の姿に刺激され、パワーがもれたのです。

支えてくれたのは、学生仲間だけではなくありません。私たちに過酷な訓練を命ずる教官方も一緒になって訓練をし、現場経験のない私に消防精神を教え、男女の別なく指導してくださいました。私は、多くの人に支えられているからこそ消防学校で学ぶことができていたことを痛感しました。

6ヶ月の研修を終えて現職場に戻り、第一線で

仕事をしながら感じることは、学校での訓練では失敗も経験であり、次へのステップでしたが、現場では人の命がかかっているため失敗は許されないということです。今の私は消防職員となったばかりで、経験もないうえにまだまだ未熟です。しかし、現場で「やっぱりできません」では通用しません。その重みを理解しているからこそ自分がどうしたらよいか、どうすべきなのかを模索中です。訓練を重ねて改善されることばかりではないでしょうが、できないことは何度でも繰り返し頑張り、できることはもっと極めていく覚悟です。

私は男性と同等でありたいと思うあまり、筋力や体力といったものばかりを求めすぎていたのかもしれない。消防という「剛」というイメージがありますが、私に求められていることは、「柔」というイメージを広めることではないかと考えるようになりました。

現在、北消防署の消火隊に属し、主に火災の消火活動に従事しています。今後は、救急隊での経験も重ね、市民の皆さんの安全を支え、安心を提供できる救急救命士になるよう頑張っていきたいと思えます。

男女の別なくそれぞれが特性を認め、活かしながら、市民の安心・安全のために尽くす……これが、「安心して頼れる消防」につながるものと確信しています。

救急救命士は、国家試験に合格して免許を与えられた者であって、一般の救急隊員よりも高度な救急救命処置を行う者をいい、救急車や防災ヘリコプターに同乗して活動しています。

山下さんが学んだ大学でも、同期生の3分の1は女性であったようですが、男性の職場というイメージが強い救急救命や消防の現場でも、全国で3,134人（平成19年4月1日現在）の女性消防士が活躍しています。

男女共同参画社会の実現に向けて

財団法人しまね女性センター

男女共同参画社会とは

最近、男女共同参画社会という言葉がよく使われます。では、いったいどのような社会のことかわかりますか。「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第二条）をいいます。

つまり、男女の人権が等しく尊重され、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会ということです。

このような社会が実現できれば、誰もがいきいきとして充実した人生を送ることができ、豊かで活力ある地域を築くことができるでしょう。

男女共同参画社会の形成の状況

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされる状況にあります。平成19年版男女共同参画白書によれば、意識及び実態の両面において、諸外国と比較して明らかな差があることがわかります。固定的性別役割分担意識の代表例である「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、諸外国では「賛成」、「どちらかといえば賛成」とする割合は低く、特にスウェーデンで顕著です。一方、日本では、賛成する割合が諸外国より高くなっています。(図1参照)

また、未就学児のいる共働き家庭を対象とした調査結果から夫婦の育児、家事及び仕事時間をみると、国際的に見ても、日本の男性の育児・家事時間は短くなっています。(図2参照)

では、島根県内の状況はどうでしょうか。平成16年に島根県が実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」では、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方に対して、否定的な回答をした人が男女合わせて59%ありました。これを見る限りでは、全国平均と

比較しても、性別役割分担にこだわらない人が多いように思いますが、日常生活における家庭の仕事等の役割分担との関連を見ると「男は仕事、女は家庭」に否定的な回答をした人たちであっても、現実では「妻がすることが多い」が高い割合を占め、意識と実態には大きな差があることが分かります。(図3参照)

財団法人しまね女性センターの活動

財団法人しまね女性センターは、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として設立された財団で、島根県立男女共同参画センター「あすてらす(*2)」を拠点として、様々な事業を行っています。

県からの委託による相談や調査研究事業、啓発誌の発行や各種セミナー・講座の開催などのほか、女性の経済的自立に向けたチャレンジを支援し、女性による地域経済の活性化を目的として、島根県商工会連合会との共催で女性起業家育成のためのセミナーも実施しています。

また、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」の指定管理者として、施設の管理運営にあたっています。「あすてらす」は、JR大田市駅に隣接し、宿泊施設も併設しているため、県域を対象とした会議等に大変便利です。

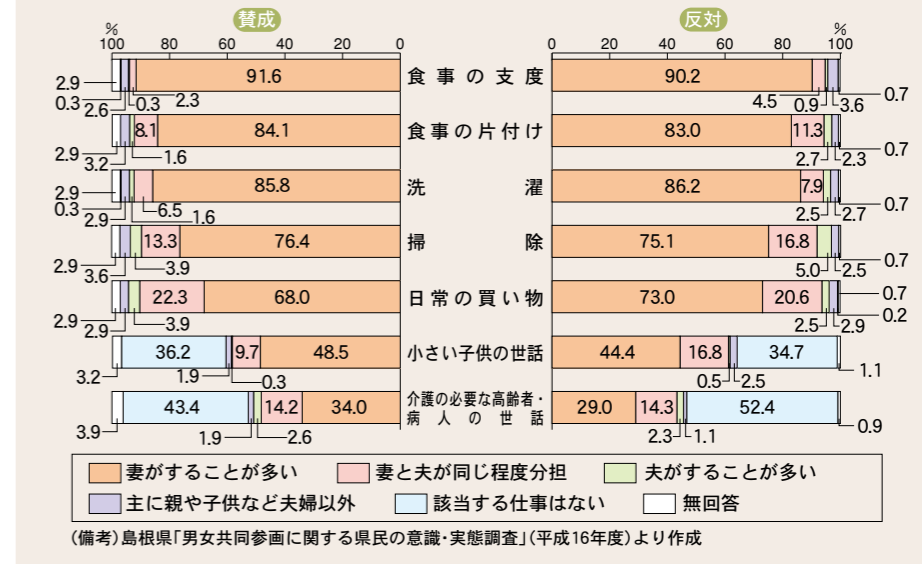


(研修室) 大型スクリーンやビデオプロジェクター、補聴器を通して音を聞き取りやすくするフラットループシステムなど、充実した設備を備えています。(最大収容人員162名、最大4室に分割可能)写真は、「女性のための創業塾」の様子。

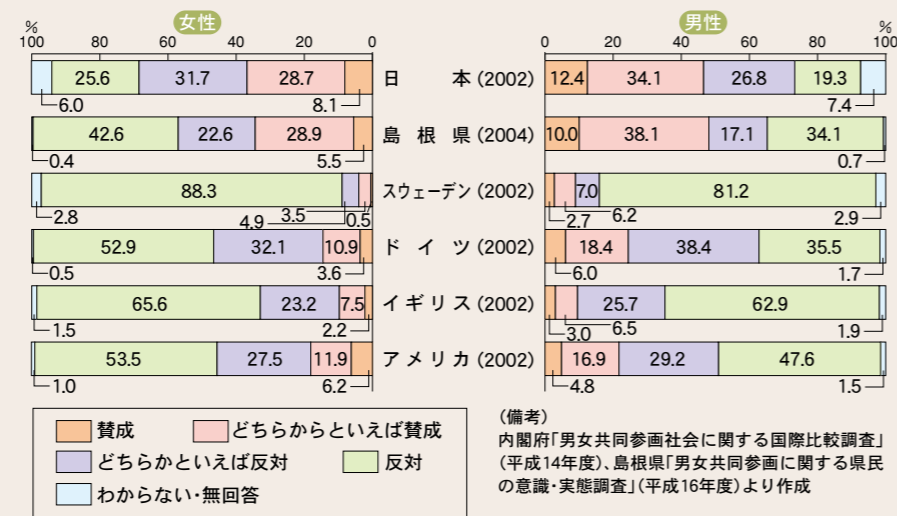


(宿泊室) どなたでも気軽に利用できるゆったりとした宿泊室です。多目的宿泊室は、車椅子の方も安心して利用できます。(ツイン13室・和室1室・多目的宿泊室1室)写真は、ツインルーム。

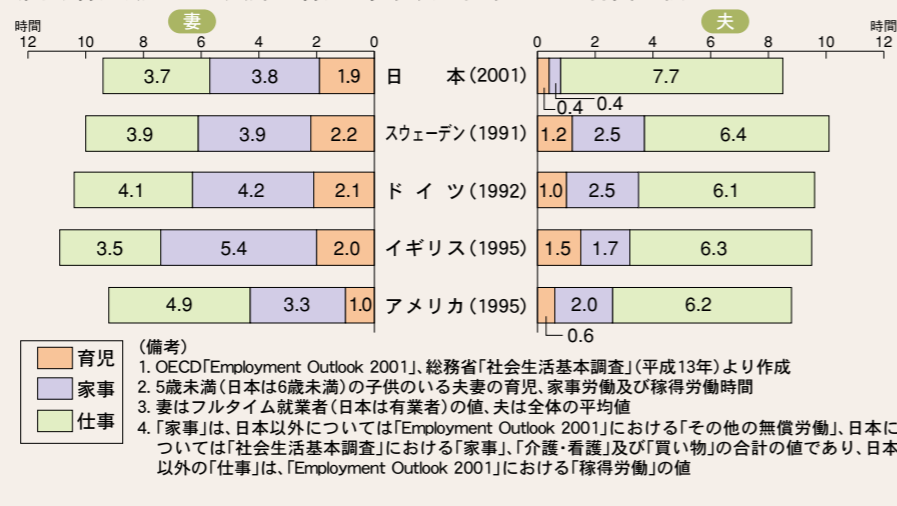
(図3) 日常生活における家庭の仕事等の役割分担 (性別役割意識別「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」)



(図1) 固定的性別役割分担意識(*1)の国際比較 (「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について)



(図2) 育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較



男女共同参画社会の実現に向けて

少子高齢化の進展、高度情報化、国際化など社会が急速に変化している中で、あらゆる分野で性別にとらわれることなく、お互いに人権を尊重し、それぞれの能力や個性をいきいきと発揮できる潤いのある、心豊かな男女共同参画社会の実現が求められています。

男女共同参画社会への道のりは、まだまだ遠く、様々な分野で課題を抱えているのが現実です。

当財団では、今後も県民、事業者の皆さんの男女共同参画意識の普及・定着を図るため、様々な事業を展開し、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。

(*1) 固定的性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

(*2) 愛称「あすてらす」：明日を照らし、私たち（英語でアス (us)）を照らす、みんなの活動の場（テラス）という思いがこめられています。性別にとらわれず、それぞれの能力を十分に発揮できる明るい未来を切り拓き、新しい男女のパートナーシップの実現を目指す拠点施設にふさわしい愛称として選定されました。

たくさんのあたたかい思い、ありがとう。

平成19年度人権啓発ポスター 入賞・入選作品発表

島根県では人権意識の高揚を図るため、人権啓発に関するポスターを毎年募集し、優秀作品を啓発活動に役立てています。今年度の作品募集には、1,045点の応募があり、9月20日に審査会を開催し、入賞・入選作品を決定いたしました。

小学生の部

【島根県知事賞】



出雲市立大社小学校3年
米山 大さん

【島根県教育委員会教育長賞】



斐川町立出東小学校2年
新宮 拓朗さん

【松江地方務局長賞】



出雲市立西田小学校4年
福間 翔太さん



出雲市立大社小学校3年
渡部 麻衣さん



松江市立川津小学校1年
山本 弥人さん



浜田市立周布小学校3年
矢部 康大さん



雲南市立西小学校4年
門脇 和也さん



出雲市立高松小学校3年
上野 晴加さん



出雲市立達磨小学校3年
永岡 拓朗さん



松江市立雑賀小学校3年
福奇 幹太さん



出雲市立北陽小学校4年
福場 玄修さん



出雲市立神西小学校5年
原 友里さん



松江市立恵曇小学校5年
金坂 真希さん



浜田市立周布小学校5年
佐々木 舞さん



浜田市立石見小学校5年
佐々木 拓未さん



出雲市立高浜小学校6年
新田 明里さん



浜田市立周布小学校6年
小野川 真瑚さん



雲南市立西日登小学校6年
石田 智也さん



浜田市立石見小学校5年
川神 五月さん

中学生の部

【島根県知事賞】



浜田市立第一中学校3年
床田 健太さん

【島根県教育委員会教育長賞】



浜田市立第三中学校2年
上田 江里子さん

【松江地方務局長賞】



島根大学教育学部附属中学校1年
村上 智美さん



雲南市立加茂中学校1年
高尾 真奈美さん



浜田市立第三中学校2年
金森 美紗子さん



浜田市立第四中学校2年
小松原 知里さん

高校学校・一般の部

【島根県知事賞】



島根県立津和野高等学校2年
藤山 佳生子さん

【島根県教育委員会教育長賞】



島根県立出雲高等技術校
藤原 由希さん

【松江地方務局長賞】



出雲北陵高等学校2年
三嶋 由姫さん



松江市立第二中学校3年
野津 あずさん



出雲北陵高等学校 1年
伊藤 由子さん



島根県立三刀屋高等学校併分校2年
福間 愛美さん



島根県立津和野高等学校2年
坂崎 美和さん



出雲北陵高等学校2年
尾原 あゆみさん



島根県立出雲高等技術校
青山 敦美さん



島根県立松江商業高等学校 1年
岩水 成美さん



出雲市立多伎中学校1年
岡 弦輝さん



浜田市立三隅中学校3年
當木 奈々さん



浜田市立第一中学校3年
山藤 利佳子さん



浜田市立第一中学校3年
原田 沙也加さん



浜田市立浜田東中学校3年
岡田 香奈さん



浜田市立第二中学校3年
中田 誠一郎さん



安来市立第一中学校3年
狩野 寛子さん



安来市立第一中学校3年
高橋 裕人さん

発達障害

NPO法人療育センター燦々
理事長 佐藤 比登美
(さつきクリニック院長)

「発達障害」とは

2004年12月に制定された発達障害者支援法では、「発達障害」を「脳の何らかの機能障害によって起こると推測される広汎性発達障害（自閉症やアスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等を指す。」と規定しています。つまり子どもの脳の発達に何らかの支障があって生じるもので、子どもの時から症状が表れるが、脳機能全般の発達が遅れてくる知的障害は、発達障害の範疇には入っていません。

知的障害と発達障害はどう違うの？

「発達障害」の特徴は、「行動上の問題」を抱えていることです。落ち着きがなく動き回ったり、衝動的行動が目立ったり、じっくりと物事に取り組むことが苦手だったりします。また、程度はさまざまですが、人の表情や気持を読み取って行動したり、その場の雰囲気を感じ取ったりすることが下手だったり、仲間と一緒に協調して行動したりすることが苦手で、孤立したり仲間はずれにされたりしがちです。また、知識や語彙は人並みに持っているのに、コミュニケーションをとることが下手で、相手との意思疎通がうまくいかずに思わぬ誤解を招いたりして、友達とのトラブルが絶えず、学校生活や家庭生活等を円滑におくることが難しい場合もあります。さらに普通ならあまり気にしないような特定の物へのこだわり（例えば長年使っているタオルやぬいぐるみなどの手ざわりに執着したり換気扇の音を極度に避けたりするなど）のために、幼児期から日常生活にも支障を来すことがあります。

「知的障害」も、暦年齢に比べて理解力が低く、行動も遅ればせに発達するのは同じですが、発達に見合った言動をとる場合が殆どなので、周囲も理解し易く、共感が出来て対応もし易く、本人も適応して生活が出来ることが多いのです。

とりわけ自閉症は、その大半（90%）が先に述べた行動の問題だけではなく、中度から重度の知的な

遅れも合併しているので状況判断をする力も低く、言葉でのコミュニケーションが出来ない人たちも半数ぐらいいます。彼らの持っている能力を最大限に発揮させ、周囲も彼らの行動特性を十分に理解した上で適切な対応をしていく必要がありますが、本人の状況理解が不十分なためにどう行動したらよいかかわからず、パニックに陥いることもしばしば見られます。

発達障害の診断はどのようにするの？

発達障害は脳機能の障害で、原因となる脳の部位等については未だよくわかっていませんが、環境や育て方の問題ではないことは明らかです。診断上最も大事なのは客観的な行動評価で、診察室だけでの評価ではなく、皆が納得出来るように診断基準を用いて、2つ以上の場所（例えば家庭と幼稚園や学校といった集団）での行動を評価するようになっていきます。また発達検査や心理検査も実施した上で総合的に診断をします。病気や障害がある場合には出来るだけ早期に適切な治療をするのが医学の原則ですが、そのためにはまず早期診断が必要となります。

発達障害は何歳くらいで診断出来るの？

子どもが歩き始めたり、言葉が出始めるのは、概ね1歳半から2歳頃です。その頃から少しづつ目立ち始める多動（手をつないでいないと直ぐ迷子になったり、制止が聞けずに無目的に動き回るなど）や注意転動（いろいろなものに注意や興味が向いてじっくり遊ばず、人の邪魔をしたりするなど）や衝動性（思いつくと直ぐ行動してしまい、気に入らないと叩いたり蹴ったり泣き喚くなど）が、普通なら年齢とともに次第に落ち着いてくるのに、むしろだんだん目立ってきて親が育てにくいと感じ始めます。最近では乳児期から保育所に通ったり、3歳から幼稚園へ通い始める子が多いので、集団の中で、他の子ども達と比べて不適応行動が

目立ち、「親のしつけが悪いのでは」と誤解されることもあります。医療機関での相談を勧められる場合も多くなっています。

このように就学前の子どもでは多動・衝動性等が前面に表れますが、これらの中に、入学後、集中力のなさや多動だけでは説明が出来にくい、学びにくい（教えるに？）子どもが約半数余り含まれています。彼らは知能検査では平均的な知能を示すのに、読み書きがなかなか身につかなかったり、言葉でのやりとりが拙かったり、不器用だったり、推理や応用力が低かったりするなどの特定の領域の落ち込みが認められます。彼らは学習障害と診断され、学習上個別支援が必要になります。

また、特定の興味ある分野では本等から得た専門的な知識を持ち、大人相手でも物怖じせずに難しい言葉等も使って流暢にしゃべるのに、行動は年齢より幼く見え、同級生とはうまくコミュニケーションがとれずに仲間から浮き上がってしまう子ども達もいます。彼らは社会性がぐんと伸びてくる小学4年頃から目立ち始め、アスペルガー症候群と呼ばれます。これは広汎性発達障害のタイプです。自閉症とアスペルガー症候群は共通点も多いのですが、アスペルガー症候群では自閉症と同じように人との関わり方は拙くても、流暢な言語を使える点が大きく違います。

発達障害の治療法はあるの？

現在のところ、根本的治療はありません。主な治療法は療育です。これは本人の社会的スキルやコミュニケーションスキルの向上を目標にして行います。さらに集中力を高めたり、多動や衝動性をコントロールしていくことも大事で、これについては約8割の子どもは薬物治療が効を奏します。

発達障害は大人になったら治るの？

適切な療育や薬物治療によって、次第に行動の改善は見られますが、3割から7割くらいが大人になっても症状が残存すると推定されています。つまり学齢期だけに止まらず、就労支援や生活支援までが必要になってくるケースが、今後増えてくると考えられます。社会全体が発達障害について正しい知識を持ち、彼らが社会の中で適応していけるように適切な支援をしていくことが望まれます。

活動紹介

NPO法人 療育センター燦々 指導員 石田英巳



（集団活動「はじめてのボウリング」平成19年9月）
回数を重ねるにつれ、投げるのも上手になりました。場内の大きな音が不快だったようで、イヤーマフをつけています。

NPO法人療育センター燦々は、自閉症を中心とする発達障害の子ども達の社会的スキルやコミュニケーションスキルの向上を目指した療育を行うために、2001年7月に設立しました。現在では利用会員も64名に増え、出雲市近隣を中心に西は益田市、東は松江市からの利用もあり、県内の発達障害支援の必要性と重要性を痛切に感じています。

発達障害といっても、一人一人違うので、それぞれの特性に合わせた支援が必要です。自閉症は言葉での指示よりも、視覚的な手がかりや情報がわかりやすく、自分では見通しがもてずに活動が出来ないことが多いので、見通しを持てるような配慮をするなどの支援をして、将来的には本人が自立して生活出来ることを目標として療育を行っています。

幼児期から適切な療育を受けることで症状が軽減して社会に適応しやすくなり、本人も混乱せずに生活出来ます。当センターではそれぞれに合わせたプログラムを作って、原則として週に1回1時間の個別療育を行っています。また、必要に応じて関係者（保護者や学級担任や保育者等）との話し合いを持って、一貫した支援のあり方を検討したり指導助言をしたりしています。現在84名が療育を受けています。

また、出雲市からの委託を受けて出雲市在住の子ども達を対象に集団療育活動も行っています。今年度は「ボウリング&昼食」として、ボウリングを楽しみ、ファーストフード店で昼食を摂りました。療育で学習している社会的スキルやコミュニケーションスキルを実際に活用したり、サポートブックを利用して一人でお店で注文したり、皆と一緒に行動したりして、各自が達成感を味わうことや地域にあるいろいろな施設を利用する機会としています。発達障害を正しく理解してもらうために、専門家による講演会や勉強会、地域の人達への啓発活動としてのバザー等も開催しています。

これからも発達障害の子ども達が自分らしく生き生きと暮らしていくことが出来るように、発達障害に関する理解と支援の輪が全県に広がっていくように、スタッフ一同会員の皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。

お問い合わせは…

NPO法人 療育センター燦々
〒691-0001 島根県出雲市平田町 2944-1
TEL / FAX 0853-63-5604
E-mail : npo-sansan1@mocha.ocn.ne.jp
ホームページ : <http://rsansan.exblog.jp/>